

「電力安全課メールマガジン」をお読みいただきありがとうございます。

本メールマガでは、電気保安に関する情報等を不定期で発信していきます。

皆様の業務のお役に立てていただければ幸いです。

現在、電力安全課では、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する観点から、

原則として、対面での受付・相談を行わないこととしております。

申請・届出を行う場合は、電子申請システム「保安ネット」又は郵送により提出

されますよう、御協力をお願いいたします。

【目次】

1. トピックス
2. 新着情報
3. お知らせ

-
1. トピックス
-

■冬季の電力需要期等における電気設備の保安管理の徹底について【新規】

詳細はこちらをご覧ください。[経済産業省産業保安グループ電力安全課]

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2022/09/20220916-1.html

■冬季の自然災害に備えた電気設備の保安管理の徹底について【新規】

近年、積雪による太陽電池設備の架台の倒壊や、冬季雷を受けた風車のブレードが折損して発電所構外へ飛散したり、風車が焼失したりする事故が発生しました。

また、需要設備においては、非常用予備発電装置を設置しているにもかかわらず、点検が実施されていなかったために、不具合を発見できず、被災時に動作しなかった事例が発生しています。

同様の事故の再発を防止するためには、冬季の自然災害に備え、電気工作物の入念な点検を実施するとともに、必要に応じて修理等を実施し、電気設備の保安管理について徹底することが重要となることから、別添のとおり電気管理技術者及び電気保安法人に対して要請するものです。

詳細はこちらをご覧ください。[経済産業省産業保安グループ電力安全課]

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2022/09/20220916-2.html

■主任技術者制度の解釈及び運用（内規）の一部改正について【新規】

「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」、「主任技術者制度に関するQ & A」の一部改正を行いましたのでお知らせします。

詳細はこちらをご覧ください。[経済産業省産業保安グループ電力安全課]

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2022/09/20220920-1.html

■「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」のQ & A及び説明動画の掲載について【新規】

経済産業省産業保安グループ電力安全課は、「電気設備に関する技術基準を定める省令」「電気設備の技術基準の解釈（20130215商局第4号）」

「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン（内規）」「電気事業法施行規則第50条第3項第9号の解釈適用に当たっての考え方（内規）」の制定及び一部改正を令和4年6月10日付けで行いました。

また、令和4年7月5日付けで本改正に関する説明資料及び設置者への説明用の

リーフレットを掲載しました。

今回の掲載は、前回の説明資料をリバイスして説明した動画と問い合わせの多い質問をとりまとめて、Q&Aを作成しましたのでお知らせいたします。

なお、Q&Aにつきましては、今後も必要に応じてリバイスやQの追加の検討を行っていきますので、改定した場合はHPのお知らせにて最新版を掲載していきます。

詳細はこちらをご覧ください。[経済産業省産業保安グループ電力安全課]

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2022/09/20220930.html

■小規模事業用電気工作物にかかる届出制度等について特設サイトが公開されました【新規】

小規模事業用電気工作物（太陽電池：10kW以上50kW未満、風力：20kW未満）にかかる届出制度等について特設サイトが公開されましたのでご案内いたします。

令和5年3月（予定）から小規模事業用電気工作物にかかる以下の制度が開始となります。

①技術基準適合維持義務 ②基礎情報の届出 ③使用前自己確認の届出

特設サイトはこちらをご覧ください。[経済産業省産業保安グループ電力安全課]

<https://shoushutsuryoku-saiene-hoan.go.jp/>

2. 新着情報

■電気事故＜事業用（自家用）電気工作物＞

◇速報＜7～9月受理分＞（主な発生事故。今後変更となる可能性があります）

【感電等死傷事故】

令和4年7月中に「1」件、8月中に「1」件発生しました。

・高所作業車を使った作業中に、作業を誤ったことにより、被災者が感電して意識不明となった。《原因：調査中》

・当該事業場の需要設備電気盤点検のため停電切替操作（該当電気工作物の停電隔離操作）を開始した。その後、電気盤点検を開始する前に、検電器による無電圧確認及び短絡接地器具の取付を実施した。しかし、停電隔離操作の中でバックアップ電源系統について停電させる操作を失念し、更に、当該設備に対して作業着手前の検電及び短絡接地器具の取り付けを実施していなかったため、作業員が盤内のケーブルヘッド導体露出部に触れ、感電災害が発生した。その後、被災者は、病院に搬送されたが、死亡が確認された。《感電（作業員）（作業準備不良）》

【波及事故（事故報告対象のみ）】

令和4年7月中に「2」件、9月中に「1」件発生しました。

《原因調査中》

・一般送配電会社の変電所遮断器が過電流にて遮断して、配電線が停電となった。調査したところ、当該需要設備が原因で波及事故となっていることが確認された。（SOG 動作が正常に機能していなかった。）当該需要設備の PAS を解放後、配電線停電を復旧させた。

《原因調査中》

・一般送配電会社の変電所が GR 動作により遮断。調査したところ当該事業場の構内高圧引込みケーブルにて地絡が発生していることが判明。なお、当該事業場は一般送配電会社の区分開閉器から高圧ケーブルで構内キュービクルに引き込んでおり、GR はキュービクル内の主遮断器には設置されているものの、今回の事故点は GR の保護範囲外で事故点を切り離すことができなかった模様。（出迎え方式）

《原因調査中》

・当該事業場の引込み用高圧ケーブルが焼損し、一般送配電会社の変電所遮断器が DGR 動作した。その

後、一般送配電会社の調査により、当該事業場が事故点であることが分かり、一般送配電会社が事業場の切離し作業を行い、停電を復旧させた。なお、当該事業場には PAS が設置されていたが、保護継電器が不動作であり SO 動作しなかった。

【破損事故】

令和4年7月中に「6」件、8月中に「6」件、9月中に「7」件発生しています。

- ・火力発電所において、ボイラーの主蒸気圧力が変動したことにより、タービン抽気により供給している工場送気圧力も変動し、工場送気管に付属する安全弁が動作した。
その際に、安全弁キャップが傾いたことにより、安全弁が開いた状態が保持され吹き止まらなくなった。その後、タービンを手動にて緊急停止させた。なお、主蒸気圧力の変動要素としては、燃料の石炭に雨水がかかったことによるカロリー変動と推測している。
- ・水力発電所において、導水管の破損による漏水が原因と思われる出力低下が発生し、発電機が自動停止した。その後、取水ゲートを全閉して、現地確認を行ったところ、取水口から約750m下流地点で、導水路上部への落石、導水路の破損、導水路からの漏水を確認した。（この事故で、他の物件および第三者への影響は発生していない。）
- ・事業場の変電所に設置する変圧器で比率作動継電器、衝撃ガス圧異常が作動し変圧器に係る遮断器がトリップした。当該変圧器の外観点検を実施したが油漏れ・異臭がなく、異常が無いことを確認した。その後、変圧器のケーブルを離線して、絶縁抵抗測定を実施したところ、変圧器1次側0.1MΩ、2次側4000MΩであることを確認し、変圧器1次側の絶縁不良が確認された。
- ・台風14号通過後、遠隔監視装置で当該発電所の通信異常を確認した。現地確認したところ、太陽電池モジュールの支持物が破損していることを確認した。
- ・水力発電所において、「AVR 重故障（補助 PT 異常）」等の重故障警報が発生し、水車・発電機が自動停

止した。原因調査を実施したところ、当該水力発電所の調速機（基板不良）が故障していることを確認した。

・ほか14件は太陽電池発電所の逆変換装置に係る破損事故です。

※当部管内で発生した事故は、四半期毎にとりまとめて一覧形式で公表しています。

<https://www.safety-chugoku.meti.go.jp/denki/jiko/jirei/jirei.htm>

3. お知らせ

■産業保安監督部職員（係長級）選考採用募集について

経済産業省 産業保安監督部では、電気・高圧ガス・石油コンビナート・都市ガス・鉱山・火薬等に関する産業保安行政の充実・強化を図るため、実務経験に基づく高度かつ専門的な知識経験を有する職員を募集します。

応募資格：大学を卒業した者は7年以上、短期大学及び高等専門学校を

卒業した者は9年以上、高等学校を卒業した者は13年以上の

職務経験を有する者であって、電気・電子、情報、機械、化学、

鉱業、環境、土木・建築等の実務経験を有する方

（技術職・事務職は問わない）。

採用予定数：下記勤務地の産業保安監督部毎に若干名

勤務地：札幌市、仙台市、さいたま市、名古屋市、大阪市、広島市、

高松市、福岡市

※中国四国産業保安監督部で採用の場合、勤務地は基本的に広島市です。

採用予定時期：令和5年4月以降

募集締め切り：令和4年11月29日（火）18時（受信有効）

選考方法：第1次 書類選考・論文試験

してください。

<https://www.safety-chugoku.meti.go.jp/denki/merumaga.htm>

発行：中国四国産業保安監督部 電力安全課

中国四国産業保安監督部HP

<https://www.safety-chugoku.meti.go.jp/>

中国四国産業保安監督部 twitter

<https://twitter.com/hoanchugoku/>